別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

（略）	
労働安全衛生規則	（略）
	第三十四条の二の八第一項の規定による記録
	第三十四条の二の十第六項の規定による記録の作成
	（略）
	第五百七十五条の十六第二項の規定による記録
	第五百七十七条の二第五項の規定によるリスクアセスメント対象物健康診断個人票の作成
	第五百七十七条の二第十一項の規定による記録の作成
	（略）
（略）	
有機溶剤中毒予防規則	（略）
	第二十八条の二第二項（特定化学物質障害予防規則第三十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による記録
	第二十八条の三の二第四項第二号の規定による記録
	第二十八条の三の二第五項第二号の規定による記録
	第二十八条の三の二第六項の規定による記録
	第二十八条の三の二第七項の規定による記録
	（略）
鉛中毒予防規則	（略）
	第五十二条の二第二項の規定による記録
	第五十二条の三の二第四項第二号の規定による記録
	第五十二条の三の二第五項第二号の規定による記録
	第五十二条の三の二第六項の規定による記録
	第五十二条の三の二第七項の規定による記録
	（略）

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

（略）	
労働安全衛生規則	（略）
	第三十四条の二の八第一項の規定による記録
	（新設）
	（略）
	第五百七十五条の十六第二項の規定による記録
	（新設）
	第五百七十七条の二第三項の規定による記録の作成
	（略）
（略）	
有機溶剤中毒予防規則	（略）
	第二十八条の二第二項（特定化学物質障害予防規則第三十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による記録
	（新設）
	（新設）
	（新設）
	（新設）
	（略）
鉛中毒予防規則	（略）
	第五十二条の二第二項の規定による記録
	（新設）
	（新設）
	（新設）
	（新設）
	（略）